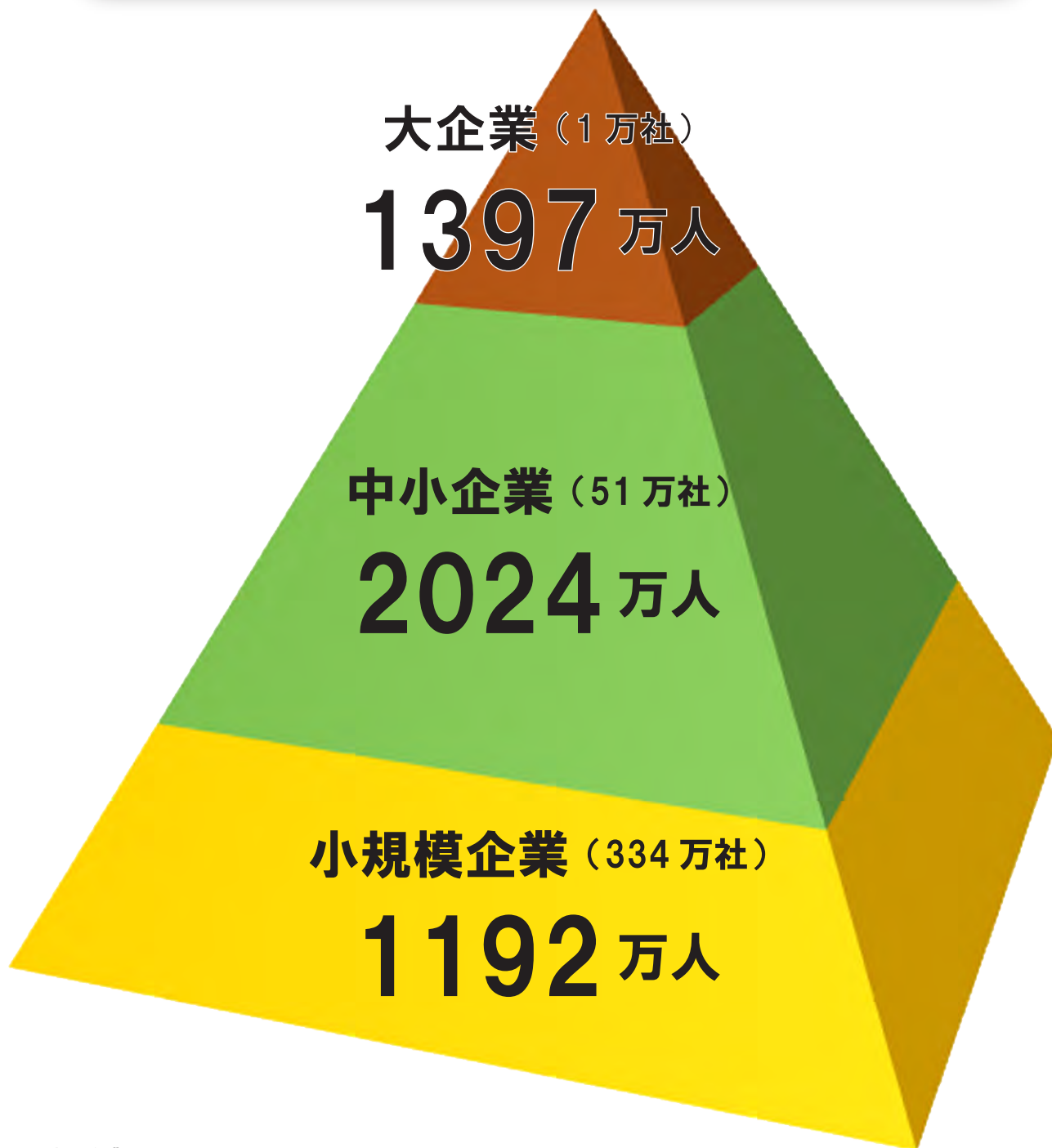


中小・小規模企業が 従業者の7割をささえる



中小企業

常用雇用者300人以下(ゴム製品製造業は900人以下、旅館、ホテルは200人以下、卸売業、サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、旅館、ホテルを除く)は100人以下、小売業、飲食店は50人以下)又は資本金3億円以下(卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業(ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業を除く)は5,000万円以下)の企業

小規模企業

常用雇用者20人以下(卸売業、小売業、飲食店、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)は5人以下)の企業

従業者総数 会社と個人事業所の従業者総数の合算

企業数 会社数と個人事業所(単独事業所及び本所・本社・本店事業所)数の合算

資料: 中小企業庁『2014年版中小企業白書』「規模別企業数、従業者数(民営・非一次産業)」(総務省「平成24年経済センサス一活動調査」再編加工)より作成

【2015年2月4日 予算委員会 日本共産党 塩川鉄也 パネル・配付資料1】